

廃止されたわがまち特例（記載の取得時期以外に取得された場合は特例対象にはなりません）

対象資産・税目		取得時期	所沢市の特例割合 特例適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
汚染対策施設等	汚水又は廃液の処理施設 ・固定資産税 (償却資産)	平成30年4月1日から令和4年3月31日まで	2分の1 (課税標準の特例措置) 適用された年度から期間の規定なし	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・所沢市税条例附則第10条の3第1項	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。
	公共下水道除害施設 ・固定資産税 (償却資産)	平成24年4月1日から令和4年3月31日まで	4分の3 (課税標準の特例措置) 適用された年度から期間の規定なし	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・所沢市税条例附則第10条の3第2項	沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。
特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備（1000kw未満）・風力発電設備（20kw以上） ・固定資産税 (償却資産)	平成30年4月1日から令和4年3月31日まで ※水力発電設備（5000kw以上）については令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	3分の2 (課税標準の特例措置) 適用された年度から3年度分	・地方税法附則第15条第27項第1号 ・所沢市税条例附則第10条の3第10項、第11項	政府の補助を受けて取得した自家消費型の太陽光発電設備（固定価格買取制度の対象となるものは除外）、風力発電設備、水力発電設備、
	太陽光発電設備（1000kw以上）・風力発電設備（20kw未満）・水力発電設備（5000kw以上） ・固定資産税		4分の3 (課税標準の特例措置) 適用された年度から3年度分	・地方税法附則第15条第27項第2号 ・所沢市税条例附則第10条の3第14項、第15項、第16項	
	地熱発電設備（1000kw未満）・バイオマス発電設備（10000kw以上20000kw未満） ・固定資産税 (償却資産)	平成30年4月1日から令和4年3月31日まで	3分の2 (課税標準の特例措置) 適用された年度から3年度分	・地方税法附則第15条第27項第1号 ・所沢市税条例附則第10条の3第12項、第13項	水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備
	水力発電設備（5000kw未満）・地熱発電設備（1000kw以上） ・バイオマス発電設備（10000kw未満） ・固定資産税 (償却資産)		2分の1 (課税標準の特例措置) 適用された年度から3年度分	・地方税法附則第15条第27項第3号 ・所沢市税条例附則第10条の3第17項、第18項、第19項	